

# TSUKI ACADEMY 会員規約

本会員規約(以下「本規約」といいます。)には、ツキエコロジー合同会社(以下「当社」といいます。)が運営するTSUKI ACADEMY 会員サービス(以下「本サービス」といいます。)のご利用にあたり、会員の皆様に遵守していただくかなければならない事項及び当社と会員の皆様との間の権利義務関係が定められております。会員となり、本サービスをご利用いただく方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願い致します。

## 第1章 総則

### 第1条 適用

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社と会員(第2条に定義)との間の権利義務関係を定めることを目的とし、会員と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 本サービスには、受講生会員とアカデミー会員の二種類の会員が存在するものとし、それぞれ以下の要件を充足する方が対象となります。両会員を総称して、「会員」と呼ぶものとします。
  - (1) 「受講生会員」とは、当社が「TSUKI ACADEMY」という名称で運営する、当社が開発し、ノウハウを有する美容に関する施術の方法(以下「本件施術方法」といいます。)及び美容に関する知識(以下「本件知識」といいます。)についての講座(以下「アカデミー講座」といいます。)の受講生の立場となる会員を意味します。当社所定の事項を記載した受講申込書を当社に対して提出し、当社がTSUKI ACADEMYの講座の受講を承諾した者が、受講生会員となるものとします。
  - (2) 「アカデミー会員」とは、当社が開催又は指定するアカデミー講座の全ての履修を完了し、当社が提供又は指定する試験(以下「アカデミー修了試験」といいます。)において、合格の判定を受けた者を意味するものとします。アカデミー修了試験に合格し、当社から、合格証書を受け取った時点で、アカデミー会員となる資格を獲得するものとします。
2. 当社が当社のウェブサイト上で随時掲載する又は会員に対して個別に通知する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

### 第2条 申込み

1. いずれかの会員となることを希望する者は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報(以下「登録情報」といいます。)を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、会員となることの申込みをすることができます。既に受講生会員となっている方も、アカデミー会員になることをご希望される場合には別途当社所定の方法に従ってお申し込みください。
2. 第1項に定める申請は必ず会員となる個人が行わなければならない、代理人による申請は認められません。また、会員となることを希望する者は、申込みにあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。
3. 当社は、第1項に基づき申込みを申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、会員となることを拒否することがあります。
  - (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合
  - (2) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - (3) 過去に会員の資格を取り消された者である場合

- (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
  - (5) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じ。)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている当社が判断した場合
  - (6) その他、当社が会員となることが適当でないと合理的に判断した場合
4. 当社は、前項その他当社の基準に従って、申込みの受諾の可否を判断し、当社が受講生会員となることを認める場合にはその旨を申込者に通知します。かかる通知により申込者の会員としての登録は完了し、本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約(以下「会員契約」といいます。)が会員と当社との間に成立します。アカデミー会員となる方との関係では、当社がアカデミー会員となることを認める場合にはその旨を通知し、通知を受領した時点で、本規約に定めるアカデミー会員としての権利義務に関する規定が適用される(アカデミー会員となる前に会員となっていない方との間では、会員契約も成立する)ものとします。
  5. 会員は、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社の定める方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。

## 第2章 受講生会員に適用される内容

### 第3条 受講生会員ができること

1. 受講生会員は、当社が開講するアカデミー講座を、当社所定の方式で申し込むことにより、受講することができるものとします。
2. 受講生会員は、アカデミー講座を受講して得た知識を利用して、美容師又は理容師として法令上許容される範囲で施術をすることができるものとします。

### 第4条 受講生会員ができないこと及び守らなければならないこと

1. 受講生会員は、以下の事項をすることはできないものとします。なお、会員の種類を問わず、会員契約が終了する等会員が会員としての資格を失った後は等しく本項が適用されるものとします。
  - (1) アカデミー講座にて配布された資料を複製すること
  - (2) アカデミー講座で配布された資料、アカデミー講座で得た知識その他の情報を、自己が美容師又は理容師として施術する以外の目的で利用すること
  - (3) アカデミー講座で配布された資料、アカデミー講座で得た知識その他の情報を利用して、有償及び無償を問わず、第三者に対して知識の伝授、講座の開講その他アカデミー講座と類似する事業を行うこと
  - (4) 「TSUKI ACADEMY」、「ツキアカデミー」等、アカデミー講座を連想させる名称を使用すること及び「TSUKI ACADEMY 公認」、「TSUKI ACADEMY 認定」等当社がアカデミー講座の知識を利用して施術をすることを認めるかのような表示をすること
  - (5) 当社が商標権を保有する商標(以下「当社商標」といいます。)を用いること

- (6) 医師法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他の法令に基づく、許認可、免許、登録その他の資格を有しないと実施することができない行為を行うこと
2. 受講生会員は、以下の事項を守らなければならないものとします。
    - (1) 受講生会員がアカデミー講座で得た知識その他の情報を利用して施術をする際には、当社が別途指定する施術のガイドラインを遵守すること
    - (2) 適用される法令その他のガイドライン等を遵守して、施術を行うこと
    - (3) 本件施術方法を用いた施術をする場合及び本件知識を利用する場合でも、自己の責任で、使用する植物が医薬品に該当するか、また必要な資格がなければ扱えないものではないかということを確認して、これに該当しないことを確認の上で使用すること
    - (4) アカデミー講座で得た知識その他の情報を利用するか否かを問わず、自己の顧客(施術の対象者)との関係において生じた事象については、自己の責任と費用で解決をするものとし、当社に迷惑をかけること
    - (5) 当社、他の受講生会員及びアカデミー会員の名誉棄損その他これらの者の評判を傷つけるような行為をしないこと

#### **第5条 受講生会員が支払う受講料及び支払方法**

1. 受講生会員は、アカデミー講座の受講の対価として、当社が別途指定する受講料を支払うものとします。
2. 受講生会員は、当社が別途指定する方法により、受講料を支払うものとします。振込手数料その他支払に必要な費用は受講生会員の負担とします。
3. 受講生会員が利用料金の支払を遅滞した場合、受講生会員は年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

### **第3章 アカデミー会員に適用される内容**

#### **第6条 アカデミー会員の種類**

1. アカデミー会員は、以下の種類に分かれるものとします。
  - (1) 修了生  
アカデミー修了試験に合格して、アカデミー会員として登録がなされた者が該当します。
  - (2) 認定者及び認定サロン  
修了生のうち、アカデミー会員としての登録後、1年以上本件施術方法及び本件知識を用いて美容師又は理容師としての実務を行った後、当社の指定するアドバンスコース(有料)を受講した上で、当社が実施する認定者試験(有料)に合格した者(以下「認定者要件」といいます。)が認定者に該当します。当該サロンにおいて施術をする者が全員認定者である場合には、本サービスでは、当該サロンを認定サロンと呼びます。
  - (3) 認定講師  
認定者のうち、当社の指定するティーチャーコース(有料)を受講し、当社が運営するアカデ

ミー講座の全クラスについて1年間アシスタントとして関与した上で、当社が実施する認定講師試験(有料)に合格した者(以下「認定講師要件」といいます。)が該当します。

2. アカデミー会員は、その種類に応じて、本規約で定める権利を有し、義務を負うものとします。

#### **第7条 修了生ができること**

1. 修了生は、本件施術方法及び本件知識を用いて、美容師又は理容師として施術を行うことができるものとします。
2. 修了生は、美容師又は理容師として施術をする際に、「TSUKI ACADEMY」、「ツキアカデミー」等、アカデミー講座を連想させる名称を使用すること及び「TSUKI ACADEMY 公認」、「TSUKI ACADEMY 認定」等当社がアカデミー講座の知識を利用して施術をすることを認めるような表示をすることができるものとします。
3. 修了生は、自己が美容師又は理容師として施術をするという目的の範囲内で、当社商標を利用することができるものとします。
4. 第1項から第3項までの他、商品の割引等、当社が提供する特典を利用することができるものとします。

#### **第8条 修了生ができないこと及び守らなければならないこと**

1. 修了生は、アカデミー会員として共通で適用される事項の他、ワークショップや講座を担当する等、アカデミー講座にて習得した本件施術方法及び本件知識を、他人に教えることはできないものとします。
2. 修了生は、認定者要件を充足する場合には、当社に対して申請をすることにより、認定者として活動ができるようになるものとします。

#### **第9条 認定者ができること**

1. 認定者は、本件施術方法及び本件知識を用いて、美容師又は理容師として施術を行うことができるものとします。
2. 認定者は、美容師又は理容師として施術をする際に、「TSUKI ACADEMY」、「ツキアカデミー」等、アカデミー講座を連想させる名称を使用すること及び「TSUKI ACADEMY 公認」、「TSUKI ACADEMY 認定」等当社がアカデミー講座の知識を利用して施術をすることを認めるかのような表示をすることができるものとします。
3. 認定者は、当社に事前に許可を得ることを条件に、アカデミー講座にて習得して得た知識を用いて、単発のワークショップを開催することができるものとします。
4. 認定者は、前項に定めるワークショップを開催する目的及び自己が美容師又は理容師として施術をする目的の範囲内で、当社商標を利用することができるものとします。
5. 第1項から第4項までの他、商品の割引等、当社が提供する特典を利用することができるものとします。
6. 認定者から当社に対して、認定者が美容師又は理容師として活動する美容室(法人経営の場合と個人経営の場合の双方を含みます。)について、TSUKI ACADEMY の認定サロンとしての表示を申請することができるものとします。当社は、対象となる美容室の経営について意思決定権を保有しているものが認定サロンとしての表示をすることを希望していることが確認されること及び当社が別途定める認定サロンとしての要件を充足していることを条件に、当該対象となる美容室において、「TSUKI ACADEMY 認定サロン」及びこれに類似する TSUKI ACADEMY が公認をしているサロンであること

を示す表示をすることを許可するものとします。

#### **第10条 認定者ができないこと及び守らなければならないこと**

1. 認定者は、アカデミー会員として共通で適用される事項の他、前条第3項で認められるワークショップの開催を除き、講座を担当する等、アカデミー講座にて習得した本件施術方法及び本件知識を、他人に教えることはできないものとします。
2. 認定者は、認定講師要件を充足する場合には、当社に対して申請をすることにより、認定講師として活動ができるようになるものとします。
3. 当社は、認定者が当社の指定する試験に不合格となった場合、認定者が会員契約に違反した場合その他認定者として不適切であると当社が合理的に判断した場合には、認定者としての認定を取り消すことができるものとし、その場合には当該認定者は修了生になるものとします。当社は、当社に責めに帰すべき事由がある場合を除き、本項に基づく措置によって当該会員が損害を被ったとしても、当該損害について責任を負わないものとします。

#### **第11条 認定講師ができること**

1. 認定講師は、自己の責任で、第三者に対して講義、講座の開講その他の方法(以下「会員アカデミー」といいます。)によって、アカデミー講座にて得た情報、資料その他の知識を、伝授をすることができるものとします。但し、ワークショップによる形を含め、会員アカデミーの内容については、事前に当社の許可を得なければならないものとします。
2. 認定講師は、会員アカデミーにおける TSUKI ACADEMY で行う講座と同じ全カリキュラムを受講し、アカデミー修了試験に合格した会員アカデミーの受講生について、本規約に基づくアカデミー会員になることの申し込みをさせることができるものとします。
3. 認定講師は、当社が運営する各種試験における試験官、認定者及び認定サロンの技術チェックに関する試験官等、当社が指定する業務を受託することができるものとします。当該業務の受託に関する報酬等の諸条件については、当社と認定講師との間で、別途合意により定めるものとします。
4. 認定講師は、会員アカデミーを開催する場合及び自己が美容師又は理容師として施術をする際その他本規約で認められる活動をするときに、「TSUKI ACADEMY」、「ツキアカデミー」等、アカデミー講座を連想させる名称を使用すること及び「TSUKI ACADEMY 公認」、「TSUKI ACADEMY 認定」等当社がアカデミー講座の知識を利用して施術をすることを認めるかのような表示をすることができるものとします。
5. 認定講師は、会員アカデミーを開催する目的及び自己が美容師又は理容師として施術をする目的の範囲内で、当社商標を利用することができるものとします。

#### **第12条 認定講師ができないこと及び守らなければならないこと**

1. 認定講師は、前条第1項に基づき、自らアカデミー講座を開講する場合、本規約において受講生会員に適用される内容と同等の内容の契約を締結しなければならないものとします。
2. 認定講師が会員アカデミーを開講する場合、「TSUKI ACADEMY 公認」、「TSUKI ACADEMY 認定」、「produced by TSUKI ACADEMY」等、本件施術方法及び本件知識等当社が伝授する情報を用いて、当社の管理下において会員アカデミーが実施されていることがわかる表示をしなければならないものとします。
3. 認定講師は、当社が認定講師向けに開催する勉強会(基本的には年1回を予定しています。)に、出席しなければならないものとします。但し、当社に対して事前に相談し、当社が出席しないことについて正当な理由があると判断した場合にはこの限りではありません。

4. 認定講師は、当社が、アカデミー講座の開催を含めた本サービスの運営について協力を申し入れた場合には、誠実にこれに協力するものとします。当該協力に関する諸条件については、当社と認定講師との間で、別途合意により定めるものとします。
5. 当社は、認定講師が当社の指定する試験に不合格となった場合、認定講師が会員契約に違反した場合その他認定講師として不適切であると当社が合理的に判断した場合には、認定講師としての認定を取り消すことができるものとし、その場合には当該認定者は、当社の裁量により、認定者又は修了生になるものとします。当社は、当社に責めに帰すべき事由がある場合を除き、本項に基づく措置によって当該会員が損害を被ったとしても、当該損害について責任を負わないものとします。

### **第13条 アカデミー会員が共通して守らなければならないこと**

1. アカデミー会員は、以下の事項をすることはできないものとします。
  - (1) アカデミー講座にて配布された資料を当社が別途認める範囲を超えて複製すること
  - (2) アカデミー講座で配布された資料、アカデミー講座で得た知識その他の情報を、自己が美容師又は理容師として施術する目的及び会員アカデミーを開催する目的その他本規約で認められる目的以外の目的で利用すること
  - (3) 医師法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他の法令に基づく、許認可、免許、登録その他の資格を有しないと実施することができない行為を行うこと
2. アカデミー会員は、以下の事項を守らなければならないものとします。
  - (1) アカデミー会員がアカデミー講座で得た知識その他の情報を利用して施術をする際には、当社が別途指定する施術のガイドラインを遵守すること
  - (2) 適用される法令その他のガイドライン等を遵守して、施術を行うこと
  - (3) 本件施術方法を用いた施術をする場合及び本件知識を利用する場合でも、自己の責任で、使用する植物が医薬品に該当するか、また必要な資格がなければ扱えないものではないかということを確認して、これに該当しないことを確認の上で使用すること
  - (4) アカデミー講座で得た知識その他の情報を利用するか否かを問わず、自己の顧客(施術の対象者)との関係において生じた事象については、自己の責任と費用で解決をするものとし、当社に迷惑をかけること
  - (5) 当社、他の受講生会員及びアカデミー会員の名誉棄損その他これらの者の評判を傷つけるような行為をしないこと
3. アカデミー会員が再受講できる講座及び認定講師として担当できる講座等、アカデミー会員ができる内容についても、当社が別途定める内容に従わなければならないものとします。

### **第14条 アカデミー会員が支払う受講料及び支払方法**

1. アカデミー会員は、アカデミー会員としての資格を維持するため、当社が開催するアカデミー会員向けの各講座を受講するため、及び当社が指定する各種試験を受験するために、当社が別途指定する費用(以下「アカデミー会員費用」といいます。)を支払わなければならないものとします。
2. アカデミー会員は、当社が別途指定する方法により、アカデミー会員費用を支払うものとします。振込手数料その他支払に必要な費用は受講生会員の負担とします。
3. アカデミー会員が利用料金の支払を遅滞した場合、会員は年 14.6%の割合による遅延損害金を当

社に支払うものとします。

## 第4章 共通に適用される内容

### 第15条 設備の負担等

アカデミー講座の受講、美容師又は理容師としての施術行為、会員アカデミーの開催等、本規約において会員がすることのできる事項について必要な、コンピューター、スマートフォン、ソフトウェア、施術場所又はアカデミーの開講場所その他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、会員の費用と責任において行うものとします。

### 第16条 権利帰属

1. 本サービスに関する情報及び資料(アカデミー講座で伝授される知識、アカデミー講座で配布される資料等を含みますが、これらに限られません。)についての知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含みます。以下本契約において同じとします。)は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に定める利用許諾は、本規約において明示されているものを除き、本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。会員は、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為をしないものとします。
2. 本サービスにおいて、会員が当社に提供した文章、画像、動画その他のデータについては、会員に帰属するものとしますが、当社において、無償で、本サービスその他の当社が運営するサービスの運営、当社における新しいサービスの企画開発、統計情報の作成及び公表その他の当社における事業を進める上で合理的な範囲で利用(複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます。)することができるものとします。

### 第17条 会員資格の取消等

1. 当社は、会員が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合又は該当するおそれがあると当社が合理的に判断した場合は、事前に通知又は催告することなく、当該会員について本サービスの利用を一時的に停止し、又は会員としての資格を取り消し、会員契約を解除することができます。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (3) 当社、他の会員その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
  - (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
  - (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - (6) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
  - (7) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
  - (8) 租税公課の滞納処分を受けた場合

- (9) 死亡した場合
  - (10) 1年以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合
  - (11) 第2条第3項各号に該当する場合
  - (12) その他、当社が会員としての登録の継続を適当でないと合理的に判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、会員は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
  3. 会員は、1か月前までに当社所定の方法で当社に通知することにより、会員資格を取り消し、会員契約を解除することができます。
  4. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。
  5. 会員契約が終了した場合、会員が当社に対して支払う月額費用その他一定期間ごとに支払われる費用については日割計算はなされず、会員契約が終了した月の末日まで会員契約が存続したものとみなして費用が発生するものとします。
  6. 本条に基づき会員契約が解除された場合、会員は、当社の指示に基づき、当社から提供を受けた本サービスに関連するマニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。
  7. 会員による会員資格の喪失が生じた場合、理由の如何を問わず会員契約は将来に向かって効力を喪失するものとし、当社は会員から既に受領した料金について返金をしないものとします。

#### **第18条 保証の否認及び免責**

1. 当社は、会員になることにより、美容師又は理容師としての技術の向上、会員の顧客の増加、会員における売上の向上につき如何なる保証も行うものではありません。本サービスは現状有姿で提供されるものであり、当社は本サービスについて、特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、一切保証を致しません。
2. 会員が当社から直接又は間接に、本サービス、本サービスの他の会員その他の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、当社は会員に対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行うものではありません。本サービスに関連して得た情報については、会員の自己の責任と判断で利用してください。
3. 会員は、本サービスを利用することが、会員に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、会員による本サービスの利用が、会員に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
4. 本サービスに関連して会員と他の会員その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、会員の責任において処理及び解決するものとし、当社の責に帰すべき場合を除き、当社はかかる事項について一切責任を負いません。
5. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、会員資格取消し、その他本サービスに関連して会員が被った損害につき、当社の責に帰すべき場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。
6. 当社が運営するウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社が運営するウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社が運営するウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して、当社の責に帰すべき場合を除き、一切の責任を負わな

いものとします。

7. 当社は、当社の合理的な支配の及ばない状況(火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局若しくは地方自治体による介入、指示若しくは要請、又は内外法令の制定若しくは改廃を含みますがこれらに限定されません。)により会員契約上の義務を履行できない場合、その状態が継続する期間中会員に対し債務不履行責任を負わないものとします。
8. 消費者契約法その他の強行法規の適用その他何らかの理由により、当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去 6 ヶ月の期間に会員から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。

#### **第 19 条 会員の賠償等の責任**

1. 会員は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
2. 会員が、本サービスに関連して他の会員その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、会員の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。
3. 会員による本サービスの利用に関連して、当社が、他の会員その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、会員は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

#### **第 20 条 秘密保持**

1. 本規約において「秘密情報」とは、会員契約又は本サービスに関連して、会員が、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報(当社がアカデミー講座で提供する情報や資料は、当社の秘密情報となります。)を意味します。但し、(1)当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、(2)当社から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。
2. 会員は、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、本規約で明示的に許諾されている場合の他、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 第 2 項の定めにとわらず、会員は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。
4. 会員は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、本規約で明示的に許諾されている場合の他、事前に当社の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第 2 項に準じて厳重に行うものとします。
5. 会員は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。但し、受講生会員として、アカデミー講座で配布を受けた資料を除きます。

6. 会員は、本件施術方法及び本件知識を含む、本サービスを利用する過程で当社から得られる情報は、当社の重要な財産を構成するものであることを理解の上で、会員資格の喪失の前後を問わず、本規約で認められる目的の範囲内でのみ使用することができることについて確認し、同意するものとします。

#### **第 21 条 個人情報等の取扱い**

1. 当社による会員の個人情報(個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定める「個人情報」を意味します。)の取扱いについては、別途定める当社のプライバシーポリシーの定めによるものとし、会員はこのプライバシーポリシーに従って当社が会員の個人情報を取扱うことについて同意するものとします。
2. 当社は、会員が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

#### **第 22 条 有効期間**

会員契約は、会員について第 2 条に基づいて会員契約が成立した日に効力を生じ、当該会員の登録が取り消された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社と会員との間で有効に存続するものとします。

#### **第 23 条 本規約等の変更**

1. 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
2. 当社は、本規約(当社ウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含みます。以下本項において同じ。)を変更できるものとします。当社は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに当社所定の方法で告知するものとします。告知された効力発生時期以降に会員が本サービスを利用した場合には、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

#### **第 24 条 連絡/通知**

本サービスに関する問い合わせその他会員から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から会員に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

#### **第 25 条 本規約の譲渡等**

1. 会員は、当社の書面による事前の承諾なく、会員契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を第三者に譲渡(事業譲渡、会社分割その他態様の如何を問わないものとします。)した場合には、当該譲渡に伴い会員契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報その他の顧客情報を当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

#### **第 26 条 完全合意**

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当社と会員との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当社と会員との事前の合意、表明及び了解に優先します。

#### **第 27 条 分離可能性**

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの

部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び会員は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

#### **第 28 条 存続規定**

第 4 条第 1 項、第 5 条(但し、未払いがある場合に限り)、第 14 条(但し、未払いがある場合に限り)、第 15 条、第 16 条、第 17 条第 2 項及び第 4 項第 7 項まで、第 18 条から第 21 条まで、並びに第 25 条から第 29 条までの規定は会員契約の終了後も有効に存続するものとします。

#### **第 29 条 準拠法及び管轄裁判所**

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 30 条 協議解決**

当社及び会員は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

【2021 年 4 月 1 日制定】